

令和 2 年 3 月 11 日
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応について

標記について、求職者支援訓練の受講者等が新型コロナウイルス感染症(以下「当該感染症」という。)に感染した場合、下記のとおり取り扱いますので、留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、訓練コースの休講や訓練全体の休校(以下「休校等」という。)を行う際には、事前に(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構支部(以下「機構支部」という。)と協議した上で決定してください。

1 受講者及び訓練実施機関職員(以下「受講者等」という。)に当該感染症が発生した場合の対応について

(1) 受講者等が感染した場合について

感染した受講者等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で通所等していた場合には、当該施設の責任者が施設内の状況等を踏まえ、訓練コースの休講又は訓練全体の休校を行ってください。

また、感染した受講者等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態(無自覚)で通所していたことが当該施設で確認された場合や感染拡大防止に係る都道府県等からの要請があった場合においても、休校等に伴う訓練面への影響なども考慮し、機構支部と十分に相談の上、休校の可否について判断してください。

なお、休校等の規模及び期間については、機構支部及び労働局と協議を行った上で判断し、取扱いについては、下記 2 を参照してください。

(2) 受講者が感染者の濃厚接触者に特定された場合について

受講者が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該施設の責任者の判断のもと、当該受講者に対し、自宅待機(出席停止)の措置を取ってください。

なお、この場合において、当該措置を取る場合の自宅待機(出席停止)の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間としてください。

(3) 発熱などの症状がある受講者等を休ませる指導の徹底について

発熱などの症状がある受講生等については、感染拡大の防止の観点から、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導してください。

特に、感染者が確認された地域に所在する実施施設においては、上記指導を徹底してください。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、自宅で休養させるよう徹底してください。

(4) 訓練実施機関職員における感染対策について

当該感染症に伴い職員を休ませる措置を講じ、かつ訓練の継続を判断した場合にあっては、当該職員に代わって訓練を行う者の確保などに努めることが求められるところですが、代替職員の確保が困難な場合は当面訓練コースの休講として差し支えありません。

(5) 休校や出席停止の指示等を行う場合の振替や補講の配慮について

受講者が訓練を十分に受けることができないことによって、習得に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、訓練の振替や補講、自宅学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなどの配慮をお願いします。

(6) 基礎疾患のある受講者への対応等について

基礎疾患のある受講者については、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意してください。

2 休校等の措置について

(1) 訓練の休校、中止の判断

感染者の発生又は都道府県の要請等により休校とした訓練の継続又は中止の判断は、当該訓練実施施設における感染者の発生状況や訓練実施期間内における修了可能性等を考慮し、機構支部と協議の上、判断してください。

なお、訓練実施期間内に休校期間中の補講を行うことができない場合は、訓練実施期間を延長することも可能です。事前に機構支部あてご相談ください。

(2) 訓練の「修了」の判断について

訓練を中止する訓練コースのうち、欠席開始時点の属する当該月末までに訓練が修了する予定の訓練コースのうち、欠席開始時点において実施済みの訓練日数の8割以上受講している場合は、当該訓練を修了したものと取り扱うことができます。

ただし、求職者支援訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練コースにおいては、求職者支援訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には資格を付与することができませんのでご注意ください。

(3) 休校等を行った場合の訓練時間の振り替え

① 休校等を行った場合には、原則として当初予定の訓練実施期間内において、1日の訓練時間の延長又は休日を活用する等の対応により、休校等を行った訓練時間の振り替えを行ってください。

② ①の対応のみでは、求職者支援訓練の当初の訓練時間数（認定を受けた訓練時間数）を満たせない場合には、訓練実施期間の変更について機構支部に協議してください。

③ 休校等を行った場合の変更手続きについては、「求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項」の「6(3)非常時における変更事項」のとおり取り扱ってください。

3 当該感染症による欠席日の特例措置

(1) 職業訓練受講給付金の支給申請の特例措置

当該特例措置の該当者は、以下のとおりです。

- ①受講者本人が当該感染症に感染した場合
- ②受講者本人が当該感染症に感染した疑いがある場合
 - (a)濃厚感染者
 - (b)風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている者(解熱剤を飲み続けなければならない者も同様)
 - (c)強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者
- ※上記(b)・(c)の場合には、高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患等のある者は、当該状態が2日程度続く者
- ③当該感染症の影響により受講者の子が通う小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等(以下「小学校等」という。)が休校・休園となり、子の世話をする必要のある場合

当該感染症に関連した欠席については、受講者がハローワークに①～③に係る欠席であることの証明書類(※)を提出した場合に、職業訓練受講給付金の支給要件の一つである出席要件(訓練には全て出席、やむを得ない理由による欠席の場合、「出席日数/出席すべき訓練実施日数」が8割以上)の算定に当たり、当該感染症により欠席した日が分母から除かれます(「訓練受講が求められていない日」として取り扱われる)。

※証明書類は、次の書類が必要となります。

【証明書類】

上記①及び②の場合

- (a)受講者本人の書面による申告書
 - ・上記①に該当する場合…受講者本人による申告書(様式B-18※)
 - ・上記②に該当する場合…別添様式1「新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがあることにより訓練を欠席したことの申告書※」

※上記①及び②のいずれの場合も、以下の(b)～(e)のいずれかが既に取得できている場合は、(a)と併せていずれか1つ(写しで可)提出してください。

- (b)医療機関又は調剤薬局の領収書
- (c)処方箋袋(薬)
- (d)薬剤情報提供書
- (e)診療明細書

のいずれかを提出してください。

- ・ 上記③に該当する場合…別添様式 2 「新型コロナウイルスの影響により特定求職者の子が通う小学校等が休校・休園となり、子の世話をする必要のあることにより訓練を欠席したことの申告書※」

※様式 B-18、別添様式 1 及び別添様式 2 については、ハローワークから受講者あて配付します。

☆ 証明書類について疑義等が生じた場合は、必ず事前にハローワークに問い合わせるよう、受講者に教示してください。

- (2) 当該感染症を事由として、企業実習先で訓練(企業実習)が行われなかった場合
企業実習先において受講者以外の者が当該感染症に感染し、企業実習先の都合で訓練(企業実習)が実施されなかったことにより、受講者が訓練(企業実習)を受講できなかった場合については、職業訓練受講給付金の支給申請に当たっては、受講者がハローワークに訓練(企業実習)が行われなかったことの証明書類(※)を提出することにより、その受講ができなかった日については、上記 3 (1) 同様、「訓練受講が求められていない日」として取り扱われます。

※ 証明書類は、「感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書」(様式 B-19) が必要です。

☆ こちらの経緯書は訓練実施施設が作成し、企業実習先の都合で企業実習が実施されなかったことの証明を行うこととなっています。
受講者から求められた場合は、訓練実施施設において、様式 B-19 を使用して経緯書を作成し、受講者に渡してください。
☆ 経緯書の作成に当たって不明な点は、訓練実施施設を管轄する労働局にお問い合わせください。

なお、企業実習先における当該感染症を理由として訓練(企業実習)が実施されなくなった場合は、速やかに機構支部あて相談してください。

4 当該感染症による欠席日等の出席状況の確認について

(1) 「出席簿(A-20)」の記入要領について

- ① 受講者本人等が当該感染症に感染又は感染した疑いのあることによる欠席及び企業

実習先での感染症の発生等により訓練（企業実習）が行われなかった場合、当該感染症の影響により小学校等が休校・休園となり、当該子の世話をすることを理由にした欠席の場合

欠席として「×」を記入してください。

②訓練コースの休校等の場合

訓練が行われなかった日として空欄としてください。

(2)「職業訓練受講給付金支給申請書(様式 B-6)」の受講証明の記入要領

①受講者本人等が当該感染症に感染又は感染した疑いのあることによる欠席及び企業実習先での感染症の発生等により訓練（企業実習）が行われなかった場合、小学校等が休校・休園となり、当該子の世話をすることを理由にした欠席の場合

職業訓練受講給付金支給申請書⑬欄における受講証明は、当日の受講状況に応じて△印又は×印を記入してください。

(⑬欄で△印を記入した場合は、⑭欄に当日の時限毎の受講状況も記入してください。)

また、⑮特記事項欄に、当該感染症に伴い訓練を欠席し又は企業実習先での感染症の発生等により訓練（企業実習）が行われなかった旨を記載してください。

②訓練コースの休校等の場合

「職業訓練が行われなかった日」として「＝」（取消線）を記入し、⑮特記事項欄には感染症による休校等の期間を記入してください。

(3)「受講者出欠報告書(様式 A-32)」の記入要領

①受講者本人等が当該感染症に感染又は感染した疑いのあることによる欠席及び企業実習先での感染症の発生等により訓練（企業実習）が行われなかった場合、小学校等が休校・休園となり、当該子の世話をすることを理由にした欠席の場合

訓練が行われなかった日として「／」を記入してください。

(上記3(1))の証明書類を労働局に提出できる場合に限りです。通常どおり欠席として「×」を記入しても構いません。)

②訓練コースの休校等の場合

訓練が行われなかった日として「／」を記入してください。

5 認定職業訓練実施奨励金の取扱いについて

(1)休校等の取扱いについて

感染者や濃厚接触者が発生したこと等により休校する場合、訓練を行われなかった日は訓練実施日数として算定しないこととなります。

ただし、訓練実施日の振替を行った場合は、訓練実施日数として算定されます。

なお、振替に伴う訓練実施期間の延長の有無に関わらず、総訓練時間が増えるものではないことから奨励金の支給額は変更になりません。

(2)受講者の欠席に係る取扱いについて

受講者本人が上記3(1)①及び②に該当することに伴い訓練を受講できない場合は、当該受講者が訓練を欠席した日については「訓練が行われなかった日」として取り扱われます。

また、上記3(1)③に該当することに伴い、子の養育が必要になった場合においても「訓練が行われなかった日」として取扱うことができるものとされています。

(3) 受講者の欠席に係る証明書類について

当該特例措置に係る証明書類は、以下の書類が必要になります。

【証明書類】

上記①及び②の場合

(a) 受講者本人による書面の申告書

- ・ 上記3(1)①に該当する場合…受講者本人による申告書(様式 A-39)もしくは受講者が職業訓練受講給付金の支給申請のためにハローワークに提出する申告書(様式 B-18)(ハローワークで配布する書類)の写し
- ・ 上記3(1)②に該当する場合…別添様式1「新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがあることにより訓練を欠席したことの申告書」の写し

※上記①及び②のいずれの場合も、以下の(b)～(e)のいずれかが既に取得できている場合は、(a)と併せていずれか1つ(写しで可)提出してください。

- (b) 医療機関又は調剤薬局の領収書
- (c) 処方箋袋(薬)
- (d) 薬剤情報提供書
- (e) 診療明細書

のいずれかを提出してください。

- ・ 上記3(1)③に該当する場合…別添様式2「新型コロナウイルスの影響により特定求職者の子が通う小学校等が休校・休園となり、子の世話をする必要のあることにより訓練を欠席したことの申告書」の写し
- ・ 上記3(2)に該当する場合…様式 B-19「感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書」もしくは受講者の職業訓練受講給付金の支給申請のために経緯書を作成した場合はその写し

※別添様式 1 及び別添様式 2 について、職業訓練実施奨励金の申請様式は職業訓練受講給付金の申請様式と異なりますのでご注意ください。

(職業訓練実施奨励金の申請様式については「都道府県労働局長あて」、職業訓練受講給付金の申請様式については「都道府県公共職業安定所長あて」となります。)

☆証明書類について不明な点がある場合には、訓練実施施設で判断することなく、訓練実施施設を管轄する労働局にお問い合わせください。

☆職業訓練実施奨励金に関するお問い合わせについては、訓練実施施設を管轄する労働局にお問い合わせください。